

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県公安委員会の文書管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月26日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会の文書管理に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の文書管理に関する規則（平成23年新潟県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号（第4条関係）</p> 	<p>別記様式第1号（第4条関係）</p> 

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。